平成２２年（フ）第５７９号
東京都江東区東砂３丁目17番20号エストリーヴ・クラマエ505
債務者　田口　陽子（旧姓西堀）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５８０号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地８―201
債務者　野崎　初枝
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５０６号
東京都足立区江北１丁目10番１―103号
債務者　篠上　典子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５３９号
東京都国立市谷保5932番地の５サンライズ国立101
債務者　森田　梨奈（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５４７号
東京都日野市程久保２丁目23番地の17
債務者　葛西　　聡
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５４８号
東京都日野市程久保２丁目23番地の17
債務者　葛西　文子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９５号
静岡県富士市桑崎299番地の94、前住所静岡県富士市今泉1718番地
債務者　塩谷　隆宏
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第５０２号
東京都町田市木曽西４丁目21番７号
債務者　石川里香子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５０４号
東京都八王子市大塚501番地５第５中島ビル305号
債務者　永川　隆嗣
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５１６号
東京都八王子市大和田町４―17―10レオパレス大和田Ⅱ101号、住民票上の住所福島県いわき市錦町下り立64番地の３　Ｂ棟
債務者　鷺　慎太郎
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５４３号
東京都東大和市上北台２丁目902番地上北台住宅２―505号
債務者　知念フェルナンドこと　ＣＨＩＮＥＮ　ＦＥＲＮＡＮＤＯ　ＥＭＩＬＩＯ
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８８号
栃木県栃木市沼和田町41番18号　片柳アパート
債務者　加藤　　清
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第８２４５号
埼玉県さいたま市桜区栄和３丁目７―８
債務者　佐久間美惠
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８２６９号
東京都狛江市和泉本町４丁目７―26―307
債務者　高橋　達郎
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８号
愛知県豊川市東上町滝平１番地２
債務者　大久保三代子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部